

大阪市告示第125号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年1月31日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	令和7年2月4日（火）から 同月7日（金）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和7年2月11日（火）から 同月14日（金）まで	
	令和7年2月18日（火）から 同月21日（金）まで	
	令和7年2月26日（水）から 同月28日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）